

別記様式第1号 (第3条関係)

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	会 一 法 1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 ファイルの名称	遺失届情報ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部会計課、大津警察署、草津 警察署、守山警察署、甲賀警察署、 近江八幡警察署、東近江警察署、 彦根警察署、米原警察署、長浜警 察署、木之本警察署、高島警察署、 大津北警察署
個人情報ファイルの 利 用 目 的	遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利 用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、 7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、 11 遺失場所、12 物件（現金・物品）、13 遺失者連絡状況、14 遺失者連絡日時、15 遺 失者連絡方法、16 処理結果		
要 配 慮 個 人 情 報 □有 ■無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	遺失者（届出者）		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	遺失者（届出者）からの提出		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有（警視庁及び道府県警察本部 □無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	（根拠法令） — （内容） —		

個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室	
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

別記様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	会一法2	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	拾得物件情報ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部会計課、大津警察署、草津 警察署、守山警察署、甲賀警察署、 近江八幡警察署、東近江警察署、 彦根警察署、米原警察署、長浜警 察署、木之本警察署、高島警察署、 大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、 7 公告の有無、8 公告年月日、9 取扱職員、10 拾得日時、11 拾得場所、12 拾得者住 所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13 届出者続柄、14 届出者氏名、15 拾得者権 利区分、16 拾得者氏名等告知同意区分、17 施設占有者整理番号、18 施設占有者名称・ 所在地・連絡先、19 施設占有者交付受理日時、20 施設占有者権利区分、21 施設占有 者氏名等告知同意区分、22 警察からの返還連絡、23 物件（現金・物品）、24 保管場 所区分、25 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26 移送先警 察署、27 移送年月日、28 保管委託年月日、29 保管委託先氏名（名称）・住所・連絡 先、30 鑑査依頼年月日、31 埋蔵文化財認定年月日、32 任意提出年月日、33 還付年月 日、34 遺失者連絡状況、35 遺失者判明年月日、36 遺失者連絡日時、37 遺失者連絡方 法、38 遺失届受理番号、39 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40 払出区分、41 払出 年月日、42 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先		
要 配 慮 個 人 情 報 ☐ 有 ☒ 無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	☒ 有（警視庁及び道府県警察本部 ☐ 無		
外 部 委 託 の 有 無	☐ 有 ☒ 無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。		

および所在地	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号	
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) —	
	(内容) —	
個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	■該当 □非該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室	
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号	
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称およ び所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	—	
備 考		

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	会一法 3	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	一時預り情報ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部会計課、大津警察署、草津 警察署、守山警察署、甲賀警察署、 近江八幡警察署、東近江警察署、 彦根警察署、米原警察署、長浜警 察署、木之本警察署、高島警察署、 大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。） 第 35 条第 3 項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法第 36 条第 1 項 に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保する ために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 受理番号、2 受理日時、3 受理都道府県、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱 職員、7 発見日時、8 発見場所、9 発見者区分、10 発見者住所・氏名・年齢・保護 者氏名・連絡先、11 届出者続柄、12 届出者氏名、13 警察からの返還連絡、14 物件（動 物）、15 払出区分、16 払出年月日、17 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡 先		
要 配 慮 個 人 情 報 □有 ■無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	犬又は猫、負傷動物等の発見者（届出者） 払出先となる者（遺失者を含む）		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	発見者（届出者）からの提出 遺失者への返還、払出手続き		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有（警視庁及び道府県警察本部 □無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特	（根拠法令） —		

別の手続等	(内容) —	
個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室	
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	務一法 1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	留置管理システム		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部警務課、大津警察署、草津 警察署、守山警察署、甲賀警察署、 近江八幡警察署、東近江警察署、 彦根警察署、米原警察署、長浜警 察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 国籍、6 罪名①、7 罪名②、8 係名、9 部屋番号、10 逮捕年月日、11 送致年月日、12 勾留年月日、13 起訴年月日、14 他機 関等年月日、15 受刑者年月日、16 移監釈放年月日、17 委託所属、18 特別要注意者 該当有無		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	滋賀県警察に留置された者（被留置者）		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	被留置者からの聴取、処理に伴う調査、検察庁及び裁判所からの提供		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有（警察庁 □無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	（根拠法令） — （内容） —		
個人情報ファイル の 種 別	■法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）		□法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）

	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

別記様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	警県一法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	相談情報ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部警察県民センター、警務部 総務課、警務部会計課、警務部警 務課、警務部企画教養課、警務部 情報管理課、警務部厚生課、警務 部監察官室、生活安全部生活安全 企画課、生活安全部地域課、生活 安全部通信指令課、生活安全部少 年課、生活安全部生活環境課、生 活安全部サイバー犯罪対策課、生 活安全部機動警察隊、刑事部刑事 企画課、刑事部捜査支援分析課、 刑事部捜査第一課、刑事部捜査第 二課、刑事部組織犯罪対策課、刑 事部鑑識課、刑事部科学捜査研究 所、交通部交通企画課、交通部交 通規制課、交通部交通指導課、交 通部運転免許課、交通部交通機動 隊、交通部高速道路交通警察隊、 警備部警備第一課、警備部警備第 二課、警備部警衛対策課、警備部 機動隊、滋賀県警察学校、大津警 察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	県内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。		
個 人 情 報 フ ァ イ ル に 記 録 さ れ て い る 項 目	1 受付番号、2 管理番号、3 件名、4 受理者（所属、課係、官職、氏名）、5 受理窓口、6 受理種別、7 受理日時、8 相談者（住所、職業、電話番号、氏名、氏名のふ		

要配慮個人情報 ■有 □無	りがな、生年月日、年齢、性別)、9 関係者(住所、職業、電話番号、相談者との関係、氏名、氏名のふりがな、生年月日、年齢、性別)、10 相談の要旨、11 告訴・告発相談、12 被害相談、13 該当罪名等、14 処理の概要、15 資料添付、16 相談分類、17 特定相談、18 処理区分、19 緊急性、20 継続相談処理担当者(課係、氏名)、21 担当課、22 引継ぎ先、23 参考送付、24 指揮事項、25 作成年月日、26 担当者(所属、課係、官職、氏名)、27 追加対応となった理由		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	相談事案に係る受理者、相談者、関係者及び担当者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	相談受理及び対応		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警察庁) □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。		
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) —		
	(内容) —		
個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無		
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	□該当 ■非該当		
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) —		
	(所在地) —		
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数	—	
	情報の項目	—	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名称) —		

を受ける組織の名称および所在地	(所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	生企一法 1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	保護取扱関係ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津 警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	適正な保護の実施と関係機関への通報など、措置状況を明確にするため		
個人情報ファイルに 記録されている項目	【被保護者情報】 1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 職業、5 性別、6 電話番号、7 傷病の有無、8 認 知の端緒、9 発見日時 【保護情報】 10 保護の種別、11 保護の根拠、12 発見時の状況及び保護の必要性、13 保護の開 始及び解除日時、14 保護の場所 【引取人情報】 15 住所、16 氏名、17 職業、18 連絡先、19 被保護者との関係 【その他情報】 20 保護中の特異事項、21 保護期間延長の有無、22 保健所長への通報の有無		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	警察において保護した被保護者及び身柄引取者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	被保護者及び関係者からの聴取		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有（簡易裁判所 □無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		

訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) —	
	(内容) —	
個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数 —	
	情報の項目 —	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称およ び所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	—	
備 考		

別記様式第1号 (第3条関係)

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	生企一法 2	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 ファイルの名称	子ども安全リーダー関係ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津 警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	子ども安全リーダーの委嘱等により、子どもの安全を確保するため		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 所属学区、7 役職、8 社会 活動歴等、9 継続年数		
要 配 慮 個 人 情 報 ☐ 有 ☒ 無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	子ども安全リーダー被委嘱者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	本人		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	☐ 有 () ☒ 無		
外 部 委 託 の 有 無	☐ 有 ☒ 無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) — (内容) —		

個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(所在地)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(所在地)	
	—	
備考	—	

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	生企一法 3	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津 警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者 に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防 止するため。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 案件年、2 案件種別、3 案件番号、4 資料名、5 住所、6 氏名、7 電話番号		
要 配 慮 個 人 情 報 ☐ 有 ☒ 無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	警察庁からの提供		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	☐ 有（ ） ☒ 無		
外 部 委 託 の 有 無	☐ 有 ☒ 無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	（根拠法令） — （内容） —		

個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(所在地)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(所在地)	
	—	
備考	—	

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	生企一法 4	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	青色防犯パトロールデータベース（実施者）		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津 警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	青色防犯パトロール実施者証を作成（発行）し、実施状況等を管理するため		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 実施者証番号、2 警察署、3 団体名、4 氏名、5 返納申請の有無、6 廃棄(返納) の有無、7 備考 1、8 備考 2		
要 配 慮 個 人 情 報 □有 ■無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	青色防犯パトロール団体の実施者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	申請書		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有（ ■無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) — (内容) —		

個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(所在地)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(所在地)	
	—	
備考	—	

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	生企一法 5	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	古物商等管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）及び質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号） に基づく古物営業及び質屋営業の許可等に関する事務の適正な遂行を確保するた めに利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	【第 1 古物商及び古物市場主】 1 許可証番号、2 許可年月日、3 許可の種類、4 被許可者の氏名又は名称、法人等 の種類、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、5 行商をしようとする 者であるかどうかの別、6 取引に H P を用いるかどうかの別、7 ホームページ URL、8 主として取り扱おうとする古物の区分、9 記事（別項目の入力内容の補足 説明）、10 代表者等（種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍、記事 （別項目の入力内容の補足説明）、11 営業所・古物市場（所轄警察署、営業所等所 在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等 の別、取り扱う古物の区分、記事（別項目の入力内容の補足説明）、12 管理者（氏 名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍、記事（別項目の入力内容の補足説明）、 13 再交付日、14 再交付理由、15 変更年月日、16 変更区分、17 返納年月日、18 返 納理由、19 競り売りの形態、20 競り売り日時、21 競り売り開催場所、22 競り売り 開催場所を管轄する警察署、23 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番 号、記号その他の符号、24 買受けの申込みを受ける通信手段の種類、25 仮設店舗 日時、26 仮設店舗設置場所、27 仮設店舗設置場所を管轄する警察署 【第 2 質屋】 1 許可証番号、2 許可年月日、3 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月 日、住所及び本（国）籍、4 営業所の名称及び所在地、5 管理者等（種別、氏名、 生年月日、住所及び本（国）籍）、6 変更年月日、7 変更区分、8 廃業等届出種別、 9 廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、10 休業期間、11 再交付日		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	古物商、古物市場主、質屋及び営業所管理者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。		

記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	☒ 有（警察庁 ） ☐ 無	
外 部 委 託 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。	
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号	
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) 1 古物営業法第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに古物営業法施行規則（平成 7 年国家 公安委員会規則第 10 号）第 5 条第 3 項及び第 6 項 2 質屋営業法第 4 条第 2 項及び質屋営業法施行規則（昭和 25 年総理府令第 25 号）第 8 条第 1 項	
	(内容) 1 第 1 の 4 から 8 及び 10 から 12 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正 2 第 2 の 3 から 5 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正	
個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室	
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号	
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称およ び所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	—	
備 考		

別記様式第1号 (第3条関係)

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	生企一法 6	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 ファイルの名称	金属屑回収業者管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	滋賀県金属屑回収業条例（昭和 31 年滋賀県条例第 58 号）に基づく金属屑回収業者 の許可及び届出等に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	【第 1 金属屑商】 1 許可証番号、2 許可年月日、3 被許可者の氏名又は名称、生年月日、本籍、住所 又は法人の主たる事務所の所在地、4 法人の代表者の氏名、生年月日、本籍、住所、 5 営業所の名称、所在地、6 管理者の氏名、生年月日、住所、本籍 【第 2 金属屑行商】 1 金属屑行商の証番号、2 行商届出年月日、3 行商の届出者の本籍、住所又は居所、 氏名、生年月日、主たる行商地		
要 配 慮 個 人 情 報 □有 ■無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	金属屑商、金属屑行商及び営業所管理者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	申請者等からの申請・届出その他法令に基づき収集する。		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有（ ） ■無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	（根拠法令） 1 滋賀県金属屑回収業条例第 8 条第 3 項及び滋賀県金属屑回収業条例施行規則 （昭和 31 年滋賀県公安委員会規則第 4 号）第 5 条 2 滋賀県金属屑回収業条例第 8 条第 3 項及び第 9 条並びに滋賀県金属屑回収業 条例施行規則第 5 条及び第 6 条第 1 項 3 滋賀県金属屑回収業条例第 9 条並びに滋賀県金属屑回収業条例施行規則第 5		

	条及び第6条第2項 4 滋賀県金属屑回収業条例第14条第3項及び滋賀県金属屑回収業条例施行規則第11条第3項	
	(内容) 1 第1の3及び4の記録項目の内容に変更があった場合の訂正 2 第1の5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正 3 第1の6の記録項目の内容に変更があった場合の訂正 4 第2の3の記録項目の内容に変更があった場合の訂正	
個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室	
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	生企一法 7	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	猟銃・空気銃等管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津 警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。 以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 銃種、2 許可証番号、3 本（国）籍、4 住所、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録事由発生年月日、9 許可番号、10 有効期間、11 射撃指導員指定の有無、12 講 習受講年月日、13 商品名等、14 銃口径、15 銃特徴、16 銃番号、17 銃全長、18 銃 身長、19 適合実包、20 弾倉型式、21 装填可能弾数、22 替え銃身本数、23 替え銃 身、24 用途別、25 管轄警察署、26 追加打刻番号、27 記事、28 取消事由又は失効 事由、29 問題銃登録		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	銃刀法第 4 条第 1 項の規定による銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の所持の許 可を受けた者、第 9 条の 4 第 1 項第 1 号の規定により指定を受けた教習射撃場を管 理する者（第 9 条の 6 第 2 項の規定により届出があった場合）、第 9 条の 9 第 1 項 第 1 号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第 9 条の 11 第 2 項の 規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第 8 条第 3 項の規定による抹消の申請又は第 9 条第 3 項の規定による許可証の返納 があった場合）		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有（警察庁 □無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		

訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) 銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条	
	(内容) 3から6まで、17、18及び22から24までの記録項目に変更があった場合の訂正	
個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室	
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号	
行政機関等匿名加工情報の 概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案 を受ける組織の名称および 所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案 をすることができる期間	—	
備 考		

別記様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	生企一法8	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	風俗営業等管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 許可等年月日、2 行政処分等の区分、3 営業停止等の期間、4 営業の種別、5 法人・個人の別、6 許可番号、7 営業所の名称、8 営業所等の所在地、9 法人名、10 法人の所在地、11 代表者又は経営者の氏名、12 代表者又は経営者の生年月日、13 代表者又は経営者の本（国）籍、14 代表者又は経営者の住所、15 管理者等の氏名、16 管理者等の生年月日、17 管理者等の本（国）籍、18 管理者等の住所、19 役員の氏名、20 役員の生年月日、21 役員の本（国）籍、22 役員の住所、23 広告宣伝で使用する呼称、24 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、25 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、26 自動公衆送信装置設置者の住所、27 電気通信設備の設置場所、28 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、29 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、30 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、31 許可管理番号、32 認定番号、33 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、34 受付所・待機所の別、35 映像伝達用設備を識別するための電話番号等		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から5年間保存される。）、特例風俗営業業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者（認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点から5年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した時点から5年間保存される。）並びに行政処分を受けた者（当該処分を受けた時点から10年間保存される。）		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有（警察庁 □無		

外部委託の有無	☐ 有 ☒ 無	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。	
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠法令) 1 風営法第 9 条第 3 項 (同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。) 及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 (昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。) 第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに第 88 条第 2 項及び第 3 項 2 風営法第 27 条第 2 項及び規則第 42 条第 2 項 3 風営法第 31 条の 2 第 2 項及び規則第 53 条 4 風営法第 31 条の 7 第 2 項及び規則第 59 条 5 風営法第 31 条の 12 第 2 項及び規則第 64 条 6 風営法第 31 条の 17 第 2 項及び規則第 70 条 7 風営法第 33 条第 2 項及び規則第 104 条	
	(内容) 1 風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16まで、20、21、25、26及び30の記録項目に変更があった場合の訂正 2 風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21及び25の記録項目に変更があった場合の訂正 3 風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の記録項目に変更があった場合の訂正 4 風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から35まで及び48の記録項目に変更があった場合の訂正 5 風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25及び33の記録項目に変更があった場合の訂正 6 風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31及び33の記録項目に変更があった場合の訂正 7 風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで及び20の記録項目に変更があった場合の訂正	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室	

称および所在地	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数 —
	情報の項目 —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —
	(所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	地一法 1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 6 年 1 1 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	巡回連絡カードに関するファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	別紙のとおり
個人情報ファイル の 利 用 目 的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所・電話番号、5 職業、6 緊急時の連絡 先		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	・巡回連絡を実施した世帯主、家族及び緊急時の連絡先 ・巡回連絡を実施した事業者の代表者及び緊急時の連絡先		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	巡回連絡		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有 () ■無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。		
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) —		
	(内容) —		
個人情報ファイル の 種 別	□法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)		■法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第 7 項に該当するファイル □有 □無		

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

警察署	交番・署所在地	駐 在 所
大 津	雄 琴	大 石
	坂 本	田 上
	唐崎駅前	上 田 上
	皇 子 山	
	藤 尾	
	浜 大 津	
	大津駅前	
	膳所駅前	
	富 士 見	
	石山駅前	
	石山南郷	
	瀬 田	
	瀬田駅前	
草 津	草津駅前	笠 縫
	南草津駅前	常 盤
	矢 橋	金 勝
	志 津	
	山 田	
	野 村	
	手原駅前	
	栗東駅前	
守 山	野洲駅前	兵 主
	守山駅前	中 里
	河 西	三 上
	速 野	篠 原
		祇 王
甲 賀	信 楽	大 野
	水口石橋	伴 谷
	貴生川	柏 木
	甲西駅前	土 山
	石 部	大 原
	下 田	油 日
		佐 山
		寺 庄
		深 川
		杉 谷
		雲 井
		朝 宮
		多羅尾
		菩 提 寺

警察署	交番・署所在地	駐 在 所
近江八幡	近江八幡駅前	馬 淵
	八 幡 山	桐 原
	武 佐	篠原駅前
		北 里
		安 土
		竜 王
		島
東近江	愛知川警部	市 辺
	日野警部	平 田
	八日市駅前	政 所
	玉園	市 原
	能登川駅前	永 源 寺
	五 個 荘	伊 庭
		福 堂
		愛 東
		湖 東 東
		湖 東 南
		桜 川
		朝 日 野
		長 峰
		秦 荘 東
		秦 荘 西
		必 佐
		南比都佐
		桜 谷
彦 根	高 宮	八 坂
	彦根駅前	鳥 居 本
	本 町	甲 良
	南彦根駅前	豊 郷
	河瀬駅前	大 滝
	稲 枝	多 賀
米 原	米原駅前	醒 井
	近江長岡	坂 田
		息 長

警察署	交番・署所在地	駐 在 所
長 浜	虎 姫	上 坂
	長浜駅前	常 喜
	八 幡 東	富 田
	神 照	川 道
	勝	高 畑
	浅井	小 谷
木之本	署所在地	高 時
		高 月
		古 保 利
		中 之 郷
		塩 津
		永 原
高 島	勝 野	海 津
	安曇川駅前	蛭 口
	弘 川	船 木
	新 旭	古 賀
		朽 木
大津北	仰 木	伊 香 立
	堅田駅前	葛 川
	小 野	和 邇
		木 戸
		小 松

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	通指一法 1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	110 番通報等の受理に関するファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部通信指令課、交通部高 速道路交通警察隊、大津警察署、 草津警察署、守山警察署、甲賀警 察署、近江八幡警察署、東近江警 察署、彦根警察署、米原警察署、 長浜警察署、木之本警察署、高島 警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 受理番号、2 受理日時、3 件名 1、4 件名 2、5 統報、6 手口、7 誤報原因、8 管轄、9 交番、10 発生日時、11 発生場所、12 臨場場所、13 通報者、14 年齢、15 性別、16 通報関係、17 国籍、18 日本語（可、不可）、19 住所、20 電話、21 通報 手段、22 概要、23 指令（指令先、指令時間）、24 転送（転送先、転送時間）、25 結 果、26 時間、27 備考		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	通報者・関係者・受理者・指令者及び対応者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	受理者又は対応者による聴取		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有（ ■無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。		
	（所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	（根拠法令） —		
	（内容） —		

個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(所在地)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(所在地)	
	—	
備考	—	

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	組対一法 1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	不当要求防止責任者講習管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により不当要求による被害を防止するため選任された責任者に対する講習の実施の為に利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 受理番号、2 郵便番号、3 受理警察署、4 所在地、5 業種、6 事業所名、7 責任者 氏名、8 生年月日、9 男女別、10 役職名、11 連絡先、12 選任年月日、13 初代選任 日、14 最終受講日、15 受講予定、16 通知番号、17 変更項目、18 選任受講日、19 選任受講者、20 定期受講日、21 定期受講者、22 事業所番号、23 備考欄、24 定期 講習履歴		
要 配 慮 個 人 情 報 □有 ■無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	責任者選任届出書を提出した者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	責任者選任届出書の提出		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有（滋賀県暴力団追放推進センター） □無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	（根拠法令） — （内容） —		
個人情報ファイル の 種 別	■法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	□法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —
	(所在地) —
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数 —
	情報の項目 —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —
	(所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式第1号 (第3条関係)

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	鑑一法 1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 ファイルの名称	犯罪経歴証明書発給事務ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	刑事部鑑識課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	犯罪経歴証明書を要求する提出先の国、地域又は国際機関宛てに作成するため		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 申請年月日、2 発給番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 国籍、7 旅券番号、 8 提出先名、9 発給理由、10 照会受信月日、11 犯歴の有無、12 宛名印刷処理月日		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	犯罪経歴証明書の発給要件に該当し、犯罪経歴証明書発給申請書を提出した者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	犯罪経歴証明書発給申請書及び警察庁等に対する犯罪経歴の照会結果		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有 () ■無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。		
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) —		
	(内容) —		
個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		□法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無		(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —
	(所在地) —
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数 —
	情報の項目 —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —
	(所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	交企一法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	交通事故情報管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部交通企画課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	集約した交通事故情報を元に統計情報を作成し、多角的な要因分析を行うことで、 効果的な交通事故防止対策を図るために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 都道府県警察署等コード、2 原票作成年、3 原票作成月、4 原票作成日、5 事故 内容、6 死者数、7 重傷者数、8 軽傷者数、9 乗車人員（第1当事者、第2当事者）、 10 路線コード、11 地点コード、12 交差点コード、13 市区町村コード、14 発生年、 15 発生月、16 発生日、17 発生時分、18 昼夜、19 天候、20 地形、21 路面状態、 22 道路形状、23 信号機、24 一時停止規制（第1当事者、第2当事者）、25 車道幅 員、26 道路線形、27 衝突地点、28 ズーン規制、29 中央分離帯施設等、30 歩車道 区分、31 事故類型、32 特殊事故（第1当事者、第2当事者）、33 性別（第1当事 者、第2当事者）、34 年齢（第1当事者、第2当事者）、35 国籍・地域別コード（第 1当事者、第2当事者）、36 居住地コード（第1当事者、第2当事者）、37 職業コ ード（第1当事者、第2当事者）、38 免許証番号（第1当事者、第2当事者）、39 運転資格（第1当事者、第2当事者）、40 事故車種の運転免許経過年数（第1当事 者、第2当事者）、41 当事者種別（第1当事者、第2当事者）、42 車両番号（第1 当事者、第2当事者）、43 用途別（第1当事者、第2当事者）、44 車両形状等（第 1当事者、第2当事者）、45 オートマチック車（第1当事者、第2当事者）、46 サ ボカー（第1当事者、第2当事者）、47 通行目的（第1当事者、第2当事者）、48 選任事業所等（第1当事者、第2当事者）、49 ライト点灯状況（第1当事者、第2 当事者）、50 タイヤ等の状況（第1当事者、第2当事者）、51 反射材等使用状況（第 1当事者、第2当事者）、52 速度規制指定のみ（第1当事者、第2当事者）、53 初 心運転者標識（第1当事者、第2当事者）、54 高齢運転者標識（第1当事者、第2 当事者）、55 危険認知速度（第1当事者、第2当事者）、56 飲酒状況（第1当事者、 第2当事者）、57 携帯電話等の使用状況（第1当事者、第2当事者）、58 カーナビ 等の使用状況（第1当事者、第2当事者）、59 自動運行装置の使用状況（第1当事 者、第2当事者）、60 法令違反コード（第1当事者、第2当事者）、61 事故要因区 分コード（人的要因（第1当事者、第2当事者）、車両的要因（第1当事者、第2当 事者）、環境的要因（第1当事者、第2当事者））、62 行動類型（第1当事者、第2 当事者）、63 当事者の進行方向（第1当事者、第2当事者）、64 車両の衝突部位（第 1当事者、第2当事者）、65 車両の損壊程度（第1当事者、第2当事者）、66 自体 防護（第1当事者、第2当事者）、67 プロテクターの装着（第1当事者、第2当事		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			

	者)、68 エアバッグの装備 (第1当事者、第2当事者)、69 サイドエアバッグの装備 (第1当事者、第2当事者)、70 人身損傷程度 (第1当事者、第2当事者)、71 人身損傷主部位 (第1当事者、第2当事者)、72 損傷主部位の状態 (第1当事者、第2当事者)、73 人身加害部位 (第1当事者、第2当事者)、74 自宅からの距離 (第1当事者、第2当事者)、75 地点 緯度 (北緯)、76 地点 経度 (東経)、77 予備項目1、78 予備項目2、79 予備項目3、80 性別 (第3当事者以下)、81 年齢 (第3当事者以下)、82 国籍・地域別コード (第3当事者以下)、83 居住地コード (第3当事者以下)、84 職業コード (第3当事者以下)、85 当事者種別 (第3当事者以下)、86 用途別 (第3当事者以下)、87 車両形状等 (第3当事者以下)、88 乗車別 (第3当事者以下)、89 乗車等の区分 (第3当事者以下)、90 サボカー (第3当事者以下)、91 通行目的 (第3当事者以下)、92 自動運行装置の使用状況 (第3当事者以下)、93 自体防護 (第3当事者以下)、94 エアバッグの装備 (第3当事者以下)、95 サイドエアバッグの装備 (第3当事者以下)、96 人身損傷程度 (第3当事者以下)、97 人身損傷主部位 (第3当事者以下)、98 損傷主部位の状態 (第3当事者以下)、99 人身加害部位 (第3当事者以下)、100 免許証番号 (第3当事者以下)、101 運転資格 (第3当事者以下)、102 事故車種の運転免許経過年数 (第3当事者以下)、103 車両番号 (第3当事者以下)、104 ライト点灯状況 (第3当事者以下)、105 危険認知速度 (第3当事者以下)、106 行動類型 (第3当事者以下)、107 反射材等使用状況 (第3当事者以下)、108 当事者の進行方向 (第3当事者以下)、109 車両の衝突部位 (第3当事者以下)、110 車両の損壊程度 (第3当事者以下)、111 自宅からの距離 (第3当事者以下)、112 予備項目1 (第3当事者以下)、113 予備項目2 (第3当事者以下)、114 予備項目3 (第3当事者以下)、115 高速道路__発生地点、116 高速道路__道路管理者区分、117 高速道路__道路区分、118 高速道路__曲線半径、119 高速道路__縦断勾配、120 高速道路__トンネル番号、121 高速道路__特殊事故、122 高速道路__当事車両台数、123 高速道路__行動類型 (第1当事者、第2当事者)、124 高速道路__事故類型、125 高速道路__車両単独事故の対象物、126 高速道路__臨時速度規制の有無、127 高速道路__速度規制臨時のみ、128 高速道路__停止表示器材表示の有無、129 高速道路__交通障害、130 高速道路__高速道路走行距離 (第1当事者、第2当事者)、131 高速道路__速度抑制装置装着状況 (第1当事者、第2当事者)、132 高速道路__予備項目 (第1当事者、第2当事者)、133 入力年月日、134 計上月、135 曜日、136 計上年、137 交番、138 町丁大字、139 小学校区、140 ビワイチ目的、141 道路の交通安全、142 安全運転管理者、143 はみ出し禁止規制、144 高齢者居住環境、145 居住地 (市町)、146 助命可能性
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通により引き起こされた人の死傷を伴う事故の当事者
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	交通事故当事者からの聴取等

記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先	☒ 有（警察庁及び自動車安全運転センター滋賀県事務所） ☐ 無	
外部委託の有無	☐ 有 ☒ 無	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。	
	（所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（根拠法令） —	
	（内容） —	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室	
	（所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	（名称） —	
	（所在地） —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	交規一法 1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 6 年 11 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	道路使用許可申請者ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	大津警察署、草津警察署、守山警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、長浜警察署、木之本警察署、高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	道路使用許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 受理日、2 申請者住所、3 申請者氏名、4 道路使用の種別・類型、5 場所又は区間、6 路線名、7 許可期間、8 許可日、9 許可証番号、10 昼夜の別、11 手数料免除の有無、12 受取人、13 備考		
要 配 慮 個 人 情 報 □有 ■無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	道路使用許可の申請者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	道路使用許可の申請者からの提出		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有（警視庁及び道府県警察本部） □無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。		
	（所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	（根拠法令） —		
	（内容） —		

個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(所在地)	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(所在地)	
	—	
備考	—	

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	交規一法 2	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	自動車保管場所管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部交通規制課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者住所・氏名・電話、13 標章発行日・交付予定日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 収容情報、21 区画情報、22 駐車場面積		
要 配 慮 個 人 情 報 ☐ 有 ☒ 無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、駐車場所有者、駐車場管理者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	☐ 有 () ☒ 無		
外 部 委 託 の 有 無	☒ 有 ☐ 無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) — (内容) —		
個人情報ファイル の 種 別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)		☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	—
	(所在地)	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	交規一法 3	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 9 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	緊急通行車両等管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部交通規制課、大津警察署、 草津警察署、守山警察署、甲賀警 察署、近江八幡警察署、東近江警 察署、彦根警察署、米原警察署、 長浜警察署、木之本警察署、高島 警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等に定める緊急通行車両等及び交通規 制の対象から除外する車両（規制除外車両）の申請手続等の適正な運用に資するた めに利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 申出（届出）年月日、2 申出（届出）者住所、3 申出者（届出者）氏名、4 番号 票に表示されている番号、5 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人 員又は品名）、6 車両の使用者の住所・電話番号、7 車両の使用者の氏名又は名称、 8 標章・証明書番号、9 交付年月日、10 備考		
要 配 慮 個 人 情 報 ☐ 有 ☒ 無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	緊急通行車両確認申出書、緊急輸送車両確認申出書、規制除外車両事前届出書、規 制除外車両確認申出書、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急 輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急通行車両確認標章・証明書再 交付申出書、緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書、緊急通行車両事前届出 書を提出した者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	申出（届出）者からの申出（届出）		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	☒ 有（警視庁及び道府県警察本部 ） ☐ 無		
外 部 委 託 の 有 無	☐ 有 ☒ 無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特	（根拠法令） 災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府第 52 号）第 6 条の 3		

別の手続等	(内容) 4、6及び7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正	
個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	□該当 ■非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	運免一法 1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 6 年 12 月 16 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	運転者管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部運転免許課、大津警察署、 草津警察署、守山警察署、甲賀警 察署、近江八幡警察署、東近江警 察署、彦根警察署、米原警察署、 長浜警察署、木之本警察署、高島 警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適 正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 本国籍、5 住所、6 通称名、7 呼び名、8 免許証 番号、9 照会番号、10 交付年月日、11 免許年月日、12 免許種別、13 免許条件、14 有効年月日、15 有効期間区分、16 練習方法、17 更新申請県、18 適性検査年月日、 19 講習区分、20 顔写真、21 再交付年月日、22 再交付理由、23 再交付回数、24 特 定失効等区分、25 限定解除年月日、26 最新併記年月日、27 取消年月日、28 虚偽の 有無、29 処分種別、30 処分番号、31 手配年月日、32 処分通知県、33 処分日数、34 事件番号、35 路線名、36 事故内容、37 事案名、38 違反事由発生年月日時、39 事案 点数、40 講習場所、41 講習番号、42 命令種別、43 指定場所、44 指定等年月日、45 再試験年月日、46 再試験番号、47 初心者講習年月日、48 初心終了年月日、49 初心 取消年月日、50 初心取消理由、51 処分年月日時、52 認知機能検査年月日、53 更新 等申請登録公安委員会、54 違反名、55 講習分類、56 講習種別、57 認知機能検査種 類、58 認知機能検査場所、59 認知機能検査番号、60 認知機能検査得点、61 認知機 能検査結果、62 認知機能検査種別、63 処分等にかかる免種、64 講習実車指導結果、 65 登録年月日、66 資料区分、67 技能検査年月日、68 技能検査得点、69 処分・手配 番号、70 短縮日数、71 累積点数、72 処分通知県、73 違反車両、74 取消処分者区 分、75 取消処分者講習受講年月日		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	1 現に免許を受けている者 2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、 違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の 失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以 上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間 3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間 4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年 間、違反行為等をしたものは13年間 5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の		

	有効期間経過後 3 年間 6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは 13 年間（ただし、その者の年齢が 100 歳になるまでの間に限る。）、拒否又は 6 月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が 100 歳になるまでの間 7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成 24 年 3 月 31 日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が 120 歳になるまでの間	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	1 運転免許関係手続申請者から提出された申請書類 2 交通切符、交通反則切符及び点数切符による報告並びに交通事故発生報告 3 初心運転者講習、取消処分者講習、違反者講習、若年運転者講習及び高齢者講習の受講並びに認知機能検査及び運転技能検査の受検	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先	☒ 有（警察庁及び自動車安全運転センター滋賀県事務所） ☐ 無	
外部委託の有無	☐ 有 ☒ 無	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（根拠法令） 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 94 条第 1 項及び道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 20 条第 1 項又は同法第 104 条の 4 第 7 項及び同施行規則第 30 条の 12 第 1 項 （内容） 1、4 及び 5 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☒ 該当 ☐ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案	（名称）	—

を受ける組織の名称および所在地	(所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	運免一法 2	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 6 年 12 月 16 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	高齢運転者管理ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	高齢運転者の運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	【基本情報】1 氏名（フリガナ）、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 免許証番号、6 有効期間の末日、7 免許の種類、8 連絡先、【認知機能検査】9 検査種類、10 検査 年月日、11 検査場所、12 検査結果、13 検査回数、【運転技能検査】14 検査種類、 15 検査年月日、16 検査場所、17 検査結果、18 検査回数【高齢者講習】19 講習 種 類、20 講習年月日、21 講習場所、22 講習結果		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	運転免許保有者で更新期間満了日における年齢が 70 歳以上の高齢者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	警察共通基盤システム、対象者の認知機能検査及び運転技能検査、高齢者講習の結果		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有（警察庁 □無		
外 部 委 託 の 有 無	■有 □無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。		
	（所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	（根拠法令）		
	（内容）		
個人情報ファイル の 種 別	■法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）		□法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第 7 項に該当するファイル □有 ■無		

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	(所在地)	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

整 理 番 号	運免一法 3	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	臨時適性検査対象者情報ファイル		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部運転免許課、交通部交通機 動隊、交通部高速道路交通警察 隊、大津警察署、草津警察署、守 山警察署、甲賀警察署、近江八幡 警察署、東近江警察署、彦根警察 署、米原警察署、長浜警察署、木 之本警察署、高島警察署、大津北 警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	一定の病気保持者等に対する運転免許継続保持審査のために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 電話番号、6 免許証番号、7 有効期限、 8 病名、9 診断書作成日、10 処分、11 運動能力検査実施日、12 新条件		
要 配 慮 個 人 情 報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲（記録範囲）	道路交通法に係る一定の病気保持者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 （記録情報）の収集方法	本人及び家族等からの申告、医師の診断書		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有（ ■無		
外 部 委 託 の 有 無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特	（根拠法令） —		

別の手続等	(内容) —	
個人情報ファイル の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	—
	情報の項目	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		